

## 東浦町自殺対策計画（案）について【概要版】

### 1 目的

平成 28 年に「自殺対策基本法」が改正され、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされた。これを踏まえ、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すため、「東浦町自殺対策計画」を策定し、地域全体で自殺対策に取り組み、自殺者の減少を計ることを目的とする。

### 2 概要

#### (1) 東浦町における自殺者数の推移（平成 27 年から令和元年）（単位：人）

|    | 平成 27 年<br>(2015 年) | 平成 28 年<br>(2016 年) | 平成 29 年<br>(2017 年) | 平成 30 年<br>(2018 年) | 令和元年<br>(2019 年) | 合計 |
|----|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|------------------|----|
| 男性 | 6                   | 9                   | 6                   | 4                   | 5                | 30 |
| 女性 | 3                   | 1                   | 4                   | 1                   | 2                | 11 |
| 合計 | 9                   | 10                  | 10                  | 5                   | 7                | 41 |

#### (2) これまでの取り組み

- ① 自殺予防週間（9 月 10 日～16 日）及び自殺対策強化月間（3 月 1 日～31 日）における広報紙・回覧等での啓発
- ② 週 1 回「こころの保健室」における臨床心理士や保健師による相談

#### (3) 計画の期間と数値目標

「第 2 期東浦町いきいき健康プラン 21」（以下「健康プラン」と記載）の最終評価時期とあわせて評価・見直しをするため本計画期間を 4 年とし、以下のとおり数値目標を掲げる。以降は 5 年ごとに評価・見直しを行う。

| 評価指標  | 現状値<br>令和 3 年（2021 年）                  | 目標値<br>令和 7 年   |
|---|--|-----------------|
| 自殺死亡率<br>(自殺者数)<br><small>※自殺死亡率とは、人口 10 万人当たりの自殺者数</small> | 5 年平均（平成 27 年～令和元年）<br>16.3<br>(8.2 人) | 13.0<br>(6.5 人) |
| これまでの人生の中で本気で自殺したいと考えたことがない人の割合                             | 未把握                                    | 90%             |
| こころの健康に係る相談窓口を知っている人の割合                                     | 43.1%                                  | 50%             |

#### (4) 自殺対策の取り組み

- ① 地域におけるネットワークの強化
  - ・東浦町役場内のネットワーク強化
  - ・保健所・県との連携（愛知県及び半田保健所管内の自殺の状況、自殺対策事業、

- 個々のケースについての情報共有、連携体制の強化)
- ・各種ネットワーク会議の実施（個別ケースの検討、各種福祉サービスの提供体制確保、関係機関の連携体制強化)
- ② 自殺対策を支える人材の育成
- ・ゲートキーパー養成研修の実施
  - ・保健師等が自殺対策に係る研修会へ参加することによる職員の質の向上
- ③ 住民への啓発と周知
- ・自殺予防週間及び自殺予防強化月間での啓発
  - ・臨床心理士等による相談「こころの保健室」の実施と相談窓口の周知
- ④ 生きることへの促進要因への支援
- ・小・中・高等学校の児童生徒に対する「いのちを大切にする教育」の実施
  - ・地域の居場所づくり（地域支え合いセンター、老人クラブ、サロン活動、子育て支援センターや児童館等）
  - ・各分野における相談支援の充実
  - ・権利擁護の推進、高齢・児童・障がい等への理解を深める啓発と虐待防止
  - ・町内企業等との連携によるメンタルヘルス対策の促進
- ⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
- ・各小中学校におけるこころの教育（SOSの出し方に関する教育）の取組み
  - ・スクールカウンセラーの派遣及びスクールソーシャルワーカーの配置
  - ・心の健康相談員による学校生活の悩みや心配事相談及び教育相談の実施